



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 青 森 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 成 田 晋
(コード番号 8342 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 合 企 画 部 長 佐 々 木 知 彦
(TEL 017-777-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 108 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号、以下、「改正会社法」という)により「監査等委員会設置会社」が新たに創設されたことから、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設等を行うものであります。
(変更案第 4 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 30 条、第 33 条、第 34 条)
また、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うものであります。
(現行定款第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 39 条、第 40 条)
- ② 取締役会の決議により、重要な業務執行(会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります(変更案第 26 条)。
- ③ 法令上常勤の監査等委員の選定は要求されておりませんが、当行は常勤の監査等委員を置くことができる旨を明記するものであります(変更案第 32 条)。
- (2) 「改正会社法」により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されております。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、規定の一部を変更するものであります。なお、本規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております(変更案第 31 条)。
- (3) 上記条文の新設および削除に伴う条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 23 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 23 日 (木)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線 〃 は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当銀行の取締役は、12 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当銀行の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は、12 名以内とする。</p> <p><u>2 当銀行の監査等委員である取締役は、6 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の補欠選任の免除)</p> <p>第 23 条 <u>取締役に欠員を生じても法定の員数を欠くことなく、かつ業務の執行に支障をきたさないときは、補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p>第 24 条 (条文省略) (取締役会の招集)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 <u>当銀行は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をしたときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 27 条～第 29 条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、報酬等という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 31 条 <u>当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。た</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>でとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条 (現行どおり) (取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 <u>当銀行は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をしたときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 <u>当銀行は、取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27 条～第 29 条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 31 条 <u>当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>だし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</p>	<p>することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 32 条 当銀行の監査役は、5 名以内とする。</p>	
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(監査役の補欠選任の免除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 35 条 監査役に欠員を生じても法定の員数を欠くことなく、かつ業務の執行に支障をきたさないときは、補欠選任を行わないことができる。</p>	
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p>
<p>第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="220 241 564 275"><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p data-bbox="201 286 802 573"><u>第40条</u> 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p> <p data-bbox="395 627 608 658" style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p data-bbox="201 669 579 701">第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="722 712 802 743" style="text-align: right;">以 上</p>	<p data-bbox="1078 241 1177 275" style="text-align: center;">(削 除)</p> <p data-bbox="1023 627 1235 658" style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p data-bbox="831 669 1230 701">第<u>35</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1345 712 1425 743" style="text-align: right;">以 上</p>